



瀬尾 訓弘がスタジオアタオ<3550>株式の変更報告書を提出



スタジオアタオ<3550>について、瀬尾
訓弘が7月21日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「提出者の住所変更が生じたため」によるもの。

報告義務発生日は、2017年7月15日。